

(様式6)

判断基準が法令の定めと言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(不利益処分関係)

			資料番号	1	担当課	都市整備課
法令名	愛媛県立都市公園条例	根拠条項	11-1	不利益処分の種類	許可の取消、効力の停止等(条例違反の場合)	
<p>(監督処分)</p> <p>第11条 知事は、次の各号の一に該当する者に対して第4条の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは都市公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例若しくは、この条例に基づく規則の規定又はこの条例の規定に基く処分に違反している者</p> <p>(2) 第4条の規定による許可に附した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により第4条の規定による許可を受けた者</p>						